

岩手県立大学盛岡短期大学部小林美代先生育英奨学金規程

平成17年4月1日
規程第41号

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手県立大学盛岡短期大学部(以下「本学」という。)の学生に対して行う小林美代先生育英奨学金(以下「奨学金」という。)の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者等)

第2条 奨学金の給付の対象者は、本学に在籍する正規生であって、次の基準に該当する者でなければならない。ただし、特別の事情があるときは、次順位以下の者とすることができる。

(1)1年次生

入学試験の総合判定が最上位の者

(2)2年次生

次に示す成績評価係数の算出方法により算出された1年次の成績評価係数が、当該年次の各専攻又は各学科の総在籍者のうち上位2位以内の者

(成績評価係数の算出方法)

$$\frac{(\text{優の単位数} \times 3 + \text{良の単位数} \times 2 + \text{可の単位数})}{\text{総取得単位数}}$$

2 岩手県立大学学業奨励金を貸与されている者は、奨学金の給付を受けることができない。

(奨学生の数)

第3条 奨学金の給付を受ける者(以下「奨学生」という。)の数は、次の人数以内の数とする。

区 分		生活科学科	国際文化学科
1年次生	推薦入学者	各専攻1人	1人
	一般選抜入学者	各専攻1人	1人
2年次生		各専攻2人	2人

(給付月額)

第4条 奨学金の給付月額は、30,000円とする。

(給付期間)

第5条 奨学金の給付期間は、奨学生として決定した年度の4月から翌年の3月までとする。

(奨学生の決定手続)

第6条 学長は、奨学金の給付を希望する者のうち奨学生として推薦するもの(以下「申請者」という。)から提出された小林美代先生育英奨学金給付申請書(様式第1号)及び誓約書(様式第2号)に、推薦書(様式第3号)を添えて、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、学長からの推薦に基づき奨学生を決定する。

3 理事長は、奨学生として決定したときは、申請者に通知するものとする。

(給付方法)

第7条 奨学金は、毎月、奨学生の在籍を確認したうえで1月分ずつ給付するものとする。ただし、特別の事情があるときは、2月分以上を合わせて給付することがある。

(生活状況の報告)

第8条 奨学生は、学年の前期終了後、指定する日までに小林美代先生育英奨学金奨学生生活状況報告書(様式第4号)を理事長に提出するものとする。

(給付の休止)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を休止する。

- (1)休学の許可を受けたとき(外国の正規の大学において教育を受ける場合を除く。)
- (2)留学の許可を受けたとき(願い出により理事長が特に必要と認めた場合を除く。)
- (3)長期にわたり欠席したとき

(給付の停止)

第10条 奨学生の学業又は性向などの状況により指導上必要があると認めた場合は、奨学金の交付を停止することがある。

(給付の再開)

第11条 理事長は、前2条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その理由が消滅し本人が願い出た場合は、奨学金の給付を再開することができる。

(給付の廃止)

第12条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付を廃止することがある。

- (1)心身の故障により修学の見込みがなくなると認められるとき。
- (2)学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- (3)奨励金を必要としなくなったとき。
- (4)処分を受け学籍を失ったとき。
- (5)死亡したとき
- (6)その他奨学生としての要件を欠くこととなったとき

(給付の辞退)

第13条 奨学生は、小林美代先生育英奨学金辞退届(様式第5号)を提出することにより、奨学金の給付を辞退することができる。

(給付決定の取消し)

第 14 条 理事長は、奨学生として採用された者が、虚偽の申請又は届出をした事実が判明したときは、当該採用の決定を取り消すものとする。

(奨学金の返納)

第 15 条 理事長は、奨学金の給付を停止し、廃止し、又は採用の決定を取り消した場合には、既に給付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

(補欠採用)

第 16 条 理事長は、奨学金の給付を廃止し、又は奨学生が奨学金の給付を辞退した場合には、奨学生の補欠採用を行うことができる。

2 補欠採用された奨学生が奨学金の給付を受けられる期間は、前の奨学生が給付を受けた期間の残りの期間のうち1月を単位とする必要な期間とする。

(補則)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

岩手県立大学盛岡短期大学部小林美代先生育英奨学生申請書

フリガナ 氏名		性別	男・女	岩手県立大学盛岡短期大学部	
				学科	専攻
生年月日	年 月 日(満 歳)	学籍番号			
現住所	本人	〒 - - - - -			
	保証人 (帰省先)	〒 - - - - -			
入学年月	(西暦) 年 月	卒業予定 年 月	(西暦) 年 月		
入学区分	推薦入学 ・ 一般選抜入学				
岩手県立大学学業 奨励金貸与の有無	有 ・ 無				

以上のとおり記載事項に相違ありません。岩手県立大学学業奨励金奨学生として採用していただくようお願いします。

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

氏名(自署)

印

- (注) 1 誓約書(様式第2号)を添付すること。
2 「氏名」欄は、必ず学生本人が自署押印すること。

様式第2号(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所属 _____ 学科 _____ 専攻 _____

学籍番号 _____

住所 _____

氏名(自署) _____ 印 _____

(_____ 年 月 日 生)

私は、小林美代先生育英奨学金の給付を受けた場合は、修学に励むことを誓います。

小林美代先生育英奨学生推薦調書

推薦する 学 生	学 科		学籍番号		年 次	
	専 攻		氏 名			
成 績 基 準	1年次生			2年次生		
	入学試験区分	(どちらかに) 推薦・一般選抜		1年次の成績 評 価 係 数	(小数点以下2位まで) .	
	順 位	名 中 位		順 位	名 中 位	
推薦所見						
推薦所見 記入者 職 氏 名	_____ 学科長 氏名					
上記の者は小林美代先生育英奨学生としてふさわしいと認められますので推薦します。 年 月 日 公立大学法人岩手県立大学理事長 様 岩手県立大学盛岡短期大学部長 _____						

小林美代先生育英奨学金奨学生生活状況報告書

所 属	学 科		専 攻	学 籍 番 号	
学 年	氏 名			生 年 月 日	年 月 日生
住 所			電 話 番 号	自 宅	- -
				携 帯 ・ P H S	- -
住居の 種 類	自宅・アパート・下宿・寮・ その他()		主 な 通 学 方 法	電車・バス・自動車・二輪車・自転車・徒歩	
区 分		金 額		左欄の記入上の注意等	
1 か 月 当 た り の 平 均 経 費 (支 出)	修 学 費			円	書籍・文具費、実習旅行費、パソコン 購入維持費等
	通 学 交 通 費			円	通学定期券代金等の交通費、自転 車・バイク購入維持費等
	帰 省 交 通 費			円	自宅通学者は記入しない
	食 費			円	下宿者は下宿料を食費と住居光熱水 費を分割して記入
	住 居 光 熱 費			円	自宅通学者は記入しない
	保 健 衛 生 費			円	診療・医薬品費、理髪美容代、風呂代 等
	そ の 他			円	被服、通信、趣味、娯楽嗜好等の雑 費
	合 計 (A)			円	
1 か 月 の 平 均 経 費 を 賄 っ た 内 訳 (収 入)	家 庭 からの送 金 又 は 給 付			円	
	岩 手 県 立 大 学 学 業 奨 励 金			円	
	他 の 奨 学 金			円	
	ア ル バ イ ト			円	
	そ の 他			円	その他の内容 ()
	合 計 (B)			円	
大 学 へ の 要 望 ・ 意 見					
修 学 ・ 生 活 上 で 困 っ て い る こ と					

(注) 1 「住居の種類」欄及び「主な通学方法」欄は、該当するものに 印を付すこと。

2 生活費の合計額は、(A) = (B)となるように記入すること。

(A4)

小林美代先生育英奨学金辞退届

年 月 日

公立大学法人岩手県立大学理事長 様

所 属 _____ 学 科 _____ 専 攻 _____

学籍番号 _____

氏名(自署) _____ 印 _____

私は、小林美代先生育英奨学金を辞退したいので、岩手県立大学盛岡短期大学部小林美代先生育英奨学金規程第13条の規定に基づき届け出ます。

記

1 辞退する奨学金

年 月分から辞退する。

2 辞退理由